

東大和市立小・中学校使用教科書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う東大和市立小学校及び中学校で使用する教科書の採択について基本的事項を定め、もって採択を公正で適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(基本方針)

第2条 採択の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学習指導要領に示された目標等を踏まえて、教科書の調査・研究が十分に行われるよう配慮する。
- (2) 地域の実態及び学校の実情に即した教科書を採択するため、指導法等の研究の成果を反映させ、並びに市民及び教員の意見を収集し、分析及び検討を行うこと。
- (3) 教科書の調査・研究は、次の事項を中心に行うこと。

ア 内容

イ 構成及び分量

ウ 表記・表現及び使用上の便宜

エ その他教科の特性に基づき、特に調査・研究が必要な事項

- (4) 採択に関する事務については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定による東京都教育委員会の指導、助言又は援助を尊重し、採択の責任と権限が教育委員会にあることを明確にして行うこと。

(採択の方法)

第3条 教育委員会は、次に掲げるところにより採択を行うものとする。

- (1) 校種（東大和市立小学校又は中学校の種別をいう。）及び種目（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項に規定する種目をいう。）ごとに1種の教科書を採択すること。

- (2) 採択は、毎年度行うこと。この場合において、次に掲げる教科書の区分に応じ、次に定める方法によること。

ア 教科書（特別支援学級用教科書を除く。） 4年ごとに行う採択は教科書目録（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録をいう。以下同じ。）に登載された教科書を対象として行うこととし、当該採択以外の採択は特別な事情がある場合を除き前年度において使用した教科書を対象にして行うこと。

イ 特別支援学級用教科書採択は、第5条第2項の規定により特別支援学級用教科書採択資料作成会議が報告した資料に記載された図書を対象として行うこと。ただし、特に必要と認める場合は、当該図書以外の図書を対象として採択を行うことができること。

(教育委員会の役割)

第4条 教育委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 採択の実施
- (2) 採択に関する公正確保等の指示及び通達の発令
- (3) 採択手続の検討
- (4) 採択に関する法令、文書等を確認
- (5) 教科書展示会の開催
- (6) その他採択を公正で適正かつ円滑に行うために必要な事務の実施
(各校種教科書採択資料作成会議等)

第5条 教育委員会は、採択を公正で適正かつ円滑に行うため、小学校教科書採択資料作成会議及び中学校教科書採択資料作成会議（以下これらを「各校種教科書採択資料作成会議」という。）並びに特別支援学級用教科書採択資料作成会議（以下これらを「会議」という。）を設置する。

2 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を資料にまとめ、教育委員会に報告する。

- (1) 教科書目録に登載された教科書（特別支援学級用教科書採択資料作成会議にあっては、特別支援学級用教科書として適していると認められる図書）に関する調査・研究
- (2) その他採択のために資する事項

3 会議は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって構成する。

- (1) 各校種教科書採択資料作成会議
 - ア 学校の管理職 1 1 名以内
 - イ 保護者代表者 2 人以内
- (2) 特別支援学級用教科書資料作成会議
 - ア 特別支援学級設置学校の管理職 2 人以内
 - イ 保護者代表者 2 人以内

4 会議にそれぞれ座長及び副座長 1 人を置き、その選出方法は、前項に規定する者（以下「構成員」という。）の互選による。

5 座長は、会議を統括し、副座長は座長を補佐し座長に事故があるときはその職務を代理する。

6 第2項第1号の調査・研究を専門的に行うため、会議に教科（特別支援学級用教科書資料作成会議にあっては校種）ごとに教科書調査部会を置くことができる。この場合におけるそれぞれの教科書調査部会は部会長及び部会員によって構成する者とし、部会長及び部会員は次に掲げる者が当たるものとする。

- (1) 部会長 第3項第1号ア及び同項第2号アに掲げる者
- (2) 部会員 座長が推薦し、教育委員会が指名する者

7 次の各号のいずれかに該当する者は、構成員並びに部会長及び部会員にな

ることができない。

- (1)教科書発行者の役員及び従事者並びにこれらの者の配偶者及び3親等内の親族
- (2)顧問、参与、嘱託等いかなる名称を有する者であるかを問わず、事実上、教科書発行者の事業の運営に重大な影響力を有している者
- (3)教科書及びその教科書指導書の著作者（事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。）
- (4)教科書及びその教科書指導書の著作者が団体である場合は、その団体を構成する者
- (5)教科書の供給の事業を行う者及びその従事者

8 構成員並びに部会長及び部会員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

9 会議の庶務は、教育部教育指導課において処理する。
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、東大和市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年5月11日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月13日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。